

## 「鹿児島県いじめ防止等対策委員会」の解説

Q 1 「県いじめ防止等対策委員会」を設置した目的は何ですか。

いじめの重大事態が発生した場合、これまでは、その都度、「県いじめ調査委員会条例」に基づいて第三者委員会を設置して対応していました。

令和3年3月に「いじめ再調査に係る再発防止等検討会」から知事に「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」が提出されました。その「提言」において、「『調査委員会の常設化』や『常設の検証体制の確立』を図るための仕組みが必要である。」と、常設の調査・検証機関の設置が求められました。

この提言を受けて、「県いじめ調査委員会条例」を廃止し、調査機関と検証機関を包括した新たな常設機関である「県いじめ防止等対策委員会」を設置する条例を制定しました。この「県いじめ防止等対策委員会」の設置により、専門的知見からの審議や調整によっていじめ防止等のための有効な対策が講じられるとともに、事案発生の際の速やかな対応ができるようになることが期待されます。

### 【 附則 】

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県いじめ調査委員会条例(平成26年鹿児島県条例第37号)は、廃止する。

Q 2 「県いじめ防止等対策委員会」はどのようなことを行うのでしょうか。

「県いじめ防止等対策委員会」は、教育委員会の求めに応じて、いじめ防止対策推進法第12条の規定による県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策についての調査審議をするとともに、いじめ防止対策推進法第24条及び第28条第1項の規定による調査を行います。

### 【 条例 第2条 】

委員会は、鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、法第12条の規定による鹿児島県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策について調査審議するとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (2) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

〔いじめ防止対策推進法〕

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

第 24 条 学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

Q 3 「県いじめ防止等対策委員会」が行う調査審議は県内全ての学校が対象になるのですか。

「県いじめ防止等対策委員会」は、県教育委員会の附属機関として設置される委員会であるため、いじめ防止等の対策についての調査審議や具体のいじめ事案の調査を行う対象は、県が設置する高等学校や特別支援学校等で発生する事案に限られることとなります。

なお、県いじめ防止基本方針に基づき、県教委の市町村に対する指導等に関する調査審議をこの委員会に行っていただくことはあり得ると考えています。

Q 4 いじめ防止対策推進法第 24 条の規定による調査とはどのような調査でしょうか。

例えば、「学校におけるいじめの事実の有無の確認を行うための措置が不十分と思われる場合」や「学校が確認した『いじめ』について、学校のいじめられた子ども等に対する支援や、いじめた子ども等に対する指導が不十分と思われる場合」の際、必要に応じて「県いじめ防止等対策委員会」に事案の調査を委ねることを想定しています。

Q 5 「県いじめ防止等対策委員会」の委員の構成や人選はどのようなになっているのでしょうか。

委員は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者など、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命します。

任命に当たっては、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとします。

**【 条例 第 3 条 】**

2 委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

**〔いじめの重大事態の調査に関するガイドライン〕**

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

Q 6 「県いじめ防止等対策委員会」の委員は何人ですか。

委員の人数は 6 人以内としています。

**【 条例 第 3 条 】**

委員会は、委員 6 人以内で組織する。

Q 7 「県いじめ防止等対策委員会」は委員ではない方が協議に参加することはありますか。

委員会の協議により、調査事案の内容から、専門的な知識及び経験を有する方に委員に加わっていただく必要があると判断された場合は、県教委が臨時委員として任命することができます。

また、委員会の求めにより、委員以外の方を参考人として会議に参加させて意見聴取を行うことを想定しています。

【 条例 第 3 条 】

- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

Q 8 「県いじめ防止等対策委員会」の委員の任期はどれくらいでしょうか。

委員の任期は2年となります。

【 条例 第 4 条 】

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

Q 9 「県いじめ防止等対策委員会」の会議は公開されるのですか。

公開・非公開については委員会が決定しますが、重大事態等の調査で取り扱う情報が個人情報になる場合などは、原則、非公開になります。

【 鹿児島県情報公開条例 第 25 条 】

実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

Q10 「県いじめ防止等対策委員会」の委員長はどのようにして選ばれるのですか。

委員長は委員の互選により決まります。

**【 条例 第6条 】**

委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

Q11 「県いじめ防止等対策委員会」の委員会の招集、定足数及び議決数などはどのようになっているのですか。

会議は委員長が招集することとなっており、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができません。

会議の議事は、会議に出席する委員の過半数で決することされており、賛否が同数である場合は、委員長によって決めることができるとなっています。

**【 条例 第7条 】**

委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

Q12 「県いじめ防止等対策委員会」の事務はどこがするのですか。

教育委員会の附属機関として設置する委員会になりますので、教育委員会の事務局が「県いじめ防止等対策委員会」の庶務を行います。

**【 条例 第8条 】**

委員会の庶務は教育委員会事務局において処理する。